

高度地区変更理由書

現在、吾妻公園に東側の住宅地と同じ用途地域及び高度地区を定めているが、木更津市都市計画マスタープラン及び木更津市立地適正化計画に即したまちづくりを円滑に推進するため、吾妻公園に定めた用途地域を近隣商業地域に変更することから、これに併せて南側に隣接する近隣商業地域と一体となるよう、吾妻公園に定めた高度地域を解除するものである。

なお、吾妻公園内に予定する施設のうち高さ10mを超える建築物は、北側隣地境界線から100m以上離れた位置に建設することから、高度地区を解除しても近隣住宅地の住環境には影響はありません。